

## 第144回平塚市都市計画審議会会議録

- 1 日 時 平成21年12月22日(火) 午後2時～午後4時30分
- 2 場 所 平塚市中央公民館 3階 大会議室
- 3 出席委員 12名  
岩田 耕平、江口 友子、鈴木 晴男、黒部 光司、土屋 迪彦  
吉川 勝司、佐藤 宏、真道 豊、杉本 洋文、成瀬 正夫、  
今井 雄二(代理、大山 節夫)、伊藤 敬(代理、板谷 正)
- 4 欠席委員 3名  
水野 泰助、岡村 敏之、高橋 幹
- 5 平塚市出席者  
まちづくり政策部長 久永 逸雄  
まちづくり政策課  
課長 小山田良弘  
都市計画担当  
課長代理 小野間 孝  
主査 武井 敬  
主査 田代 弘幸  
主査 平田 勲  
主査 杉崎 哲也  
主事 小林 大記  
主事 毛木 美裕  
みどり公園・水辺課  
課長 陶山 豊  
課長代理 今井 修己  
主査 市川 徹
- 6 会議の成立 都市計画審議会条例第5条第2項により、2分の1以上の出席により会議は成立していることを報告。
- 7 傍聴者 なし

## 8 あいさつ

## 9 議 事

### (1) 審議案件

- 議案第183号 平塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）
- 議案第184号 平塚都市計画都市再開発の方針の変更（神奈川県決定）
- 議案第185号 平塚都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（神奈川県決定）
- 議案第186号 平塚都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）
- 議案第187号 平塚都市計画用途地域の変更（神奈川県決定）
- 議案第188号 平塚都市計画防火地域及び準防火地域の変更（平塚市決定）
- 議案第189号 平塚都市計画高度地区の変更（平塚市決定）
- 議案第190号 平塚都市計画と畜場（平塚市食肉センター）の変更（平塚市決定）

### (2) 報告事項

- 平塚市緑の基本計画（改訂）素案について

【審議会開会】午後2時00分

(省 略)

(会長)

只今、事務局から定足に達しているとの報告がありました。これから第144回平塚市都市計画審議会を開催したいと思います。

先程、司会からお話がありましたように、本日のこの会議は、平塚市情報公開条例第31条に基づきまして公開で審議になりますので、よろしく願いいたします。

本日は傍聴の方がいらっしゃらないということですので、あらかじめ皆様にお伝えしておきます。

また、議事録ですが、平塚市都市計画審議会条例施行規則第4条第2項の規定に従いまして、本日の審議会の議事録署名人を真道豊委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、本日の最初の議案案件でございます議案第183号「平塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」から、議案が190号までございます。一括して事務局より説明をお願いしたいと思います。

では、事務局、よろしく願いします。

(事務局)

まちづくり政策課長の小山田でございます。これより、説明をさせていただきます。

今回お諮りする案件は、スクリーンにお示ししておりますとおり、第6回線引き見直しに関連する神奈川県決定案件といたしまして、平塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、平塚都市計画都市再開発の方針の変更、平塚都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更、平塚都市計画区域区分の変更、平塚都市計画用途地域の変更及び第6回線引き見直しに関連いたします平塚市決定案件といたしまして、平塚都市計画防火地域及び準防火地域の変更、平塚都市計画高度地区の変更でございます。

さらに、今回は、平塚都市計画と畜場——これは平塚市食肉センターでございますが——について変更を行うものでございます。

それでは、案件の説明に入る前に、第6回線引き見直しの手続の経緯についてご説明いたします。

第6回線引き見直しの手続の経緯についてですが、平成20年5月13日に、

平塚市の案として当審議会にご報告をさせていただいております。

5月15日には県へ市案の申し出を行いました。

神奈川県で、市案を基に国との事前調整を行い、平成21年2月10日に県素案として確定いたしました。

県素案の閲覧を3月6日から27日に行い、合わせて公述の受け付けを行いました。公述の申し出がなかった為、5月11日に予定しておりました公聴会は中止となりました。

7月21日には、当審議会において県素案の概要についてご報告をさせていただきました。

その後、8月6日に県原案を確定し、国との事前協議を行った後、都市計画の案について11月17日から12月1日までの2週間、法定縦覧を実施いたしました。

それでは、案件について順次ご説明させていただきます。

まず、議案第183号 平塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてです。

整備、開発、保全の方針は、長期的視点に立ち、都市の将来像を明確にするとともに、都市計画の基本的な方向性を示すものでございます。

構成といたしましては、(1)都市計画の目標、(2)区域区分の方針、(3)土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業並びに自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針、(4)環境共生型都市整備の方針、(5)都市防災に関する都市計画の方針などを示しております。

なお、(3)から(5)の内容につきましては、本年7月21日に開催いたしました第142回都市計画審議会においてご報告いたしました内容と変更がない為に、本日は、その説明は省略させていただきたいと思っております。

それでは、整備、開発、保全の方針のうち、都市計画の目標と区域区分の方針についてご説明いたします。

始めに、都市計画の目標ですが、都市づくりの基本理念は、目指すべき将来像として「ひと まち 自然 生活快適都市 ひらつか」としてありまして、これは総合計画の将来像と同じでございます。また、目標を「住むなら平塚、あんしんの快適都市」、「創るなら平塚、かがやきの産業都市」、「集うなら平塚、ときめきの交流都市」としてありまして、これは、都市マスタープランのまちづくりの目標と同じでございます。

都市計画区域の範囲は、平塚市の全域となっております。

地域ごとの市街地像は、都市マスタープランを反映させるため、本地域を7地域——これは、南部地域、中心地域、東部地域、北部地域、中部地域、西部地域、旭地域の7地域でございますが——とツインシティを新市街地ゾーンと

して、それぞれの地域特性を踏まえた市街地像を設定しております。

見直しの目標年次は平成27年となっております。

次に、区域区分の方針でございます。

まず、人口の推計ですが、都市計画区域人口を概ね26万1,000人、市街化区域内人口を概ね24万人と推計しております。

また、市街化区域の規模ですが、市街化区域の面積を概ね3,086ヘクタールとしております。

それでは、議案第183号 平塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の理由書を朗読させていただきます。

本区域は、豊かな自然と美しい景観を大切にするとともに、歴史・文化・産業・都市基盤などのすぐれた特性を活かしつつ、「住むなら平塚、あんしんの快適都市」「創るなら平塚、かがやきの産業都市」「集うなら平塚、ときめきの交流都市」の3つの目標を達成することにより、活力ある「ひと まち 自然 生活快適都市 ひらつか」の実現を目指しているものです。

本区域における以上のような都市の将来像について、平成12年に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、都市の発展の動向、人口、産業の現状及び平成27年を目標年次とした将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設及び市街地開発事業についての概ねの配置、規模等を定め、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。

以上でございます。

続きまして 議案第184号 平塚都市計画都市再開発の方針の変更についてご説明いたします。

都市再開発の方針は、「都市計画法」に基づき、市街化区域内において計画的な再開発が必要な市街地について定めるものでございます。

構成といたしまして、1、都市再開発の方針、2、一号市街地、3、二項再開発促進地区、4、要整備地区となっております。

1の都市再開発の方針ですが、再開発の目標や方針を記載しております。

2の一号市街地には、計画的に再開発が必要な市街地を位置づけております。

3の二項再開発促進地域には、一号市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区を位置づけております。

要整備地区には、二項再開発促進地区とするほどの熟度には至っていないものの、一号市街地の目標の実現を図る上で効果が特に大きいと予想される地区を位置づけております。

それでは、都市再開発の方針の内容についてご説明いたします。

はじめに、都市再開発の方針ですが、「計画的な再開発が必要な市街地について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針を定め、

適切な規制・誘導及び市街地の再開発の促進を図る」としております。

次に、一号市街地などの設定状況ですが、一号市街地は、平塚駅周辺地区、立野町周辺地区、市役所周辺地区、大浜地区の合計4地区、194ヘクタールを設定しております。

二項再開発促進地区は、平塚駅西口周辺地区は、一部区域の有効利用が図られたことから、1.6ヘクタールから1.5ヘクタールに縮小し、大浜地区は、隣接する宅地を取り込み一体的な整備を図るため6.0ヘクタールから6.1ヘクタールに拡大しており、合計2地区、7.6ヘクタールを設定しております。

要整備地区は、平塚駅北口周辺地区、見附台周辺地区、富士見町地区の合計3地区、15.2ヘクタールを設定しております。

それでは、議案第184号 平塚都市計画都市再開発の方針の変更の理由書を朗読させていただきます。

本区域において、健全な発展と秩序ある整備を図る上で、望ましい土地利用の密度に比して現況の土地利用の密度が著しく低く、土地の高度利用を図るべき一体の市街地の区域及び都市構造の再編や防災上の観点から土地利用の転換や市街地の整備・改善を図る必要がある一体の市街地の区域等について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針等を定め、適切な規制・誘導を図るため、本案のとおり変更するものです。

再開発促進地区の平塚駅西口周辺地区については、大型店の増床により遊休地の有効利用が図られたことから、区域を縮小するものです。また、大浜地区については、隣接する宅地を取込み一体的な整備を図るため、区域を拡大するものです。

以上でございます。

続きまして、議案第185号 平塚都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更についてご説明いたします。

住宅市街地の開発整備の方針は、「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」に基づき、良好な住宅市街地の開発整備が必要な地域について定めるものでございます。

構成といたしましては、1、住宅市街地の開発整備の目標と整備開発の方針のほか、2、重点地区の整備又は開発の計画の概要として、神奈川県住生活基本計画に定める重点供給地域のうち、特に計画的な住宅市街地の整備又は開発が必要な地区について記載しております。

それでは、住宅市街地の開発整備の方針の内容についてご説明いたします。

はじめに、住宅市街地の開発整備の目標ですが、「高齢化社会に対応した都市基盤の整備の促進とともに自然と調和した職住近接の良好な住宅地形成を進める」としております。

次に、重点地区の設定状況ですが、真田地区や真田・北金目の土地区画整理事業施行区域のほか、大浜地区も設定しております。

大浜地区を隣接する宅地を取り込み一体的な整備を図る為、5.7ヘクタールから6.1ヘクタールに拡大し、また、五領ヶ台地区の土地区画整理事業の完了などに伴い27.6ヘクタールを削除しており、合計3地区、87.5ヘクタールを設定しております。

それでは、議案第185号 平塚都市計画住宅市街地の開発設備の方針の変更の理由書を朗読させていただきます。

本区域における実現すべき住宅市街地のあり方、良好な住宅市街地の整備又は開発の方針を定め、さらに、工場跡地等の低・未利用地及び住宅密集市街地等、その地域特性に応じて良好な住宅市街地として計画的に整備又は開発すべき相当規模の地区について、地区の整備又は開発の目標、用途、密度に関する基本方針等を定めることにより、良好な居住環境の整備、誘導を図る為、本案のとおり変更するものです。

五領ヶ台地区については、土地区画整理事業の完了により良好な居住環境の整備が図られたことから、削除するものです。

大浜地区については、隣接する宅地を取込み一体的な整備を図るため、区域を拡大するものです。

以上でございます。

続きまして、県決定案件の議案第186号 区域区分の変更、議案第187号 用途地域の変更、及び市決定案件でございます議案第188号 防火地域及び準防火地域の変更、議案第189号 高度地区の変更までにつきましては、関連がありますので、案件ごとの説明ではなく、変更する箇所ごとに説明させていただきます。

まず、区域区分の変更箇所ですが、即時編入、これは市街化調整区域から市街化区域に編入するもので、人口集中地区によるものが1地区、2.3ヘクタール、道路整備・河川改修等によるものが2地区、0.91ヘクタールとなっております。

次に、逆線引き、これは市街化区域から市街化調整区域に編入するものですが、道路整備・河川改修等によるものが1地区、1.1ヘクタールとなっております。

また、事務的な変更によるものは2地区となっております。

それでは、区域区分の変更箇所の概要について、図面を用いて順次ご説明いたします。

スクリーンには平塚都市計画区域の全域を表示しております。色のついている区域が市街化区域です。変更箇所が小さくて見にくい箇所もございますが、

即時編入箇所は赤い色で、逆線引き箇所は青色でお示ししてございます。

はじめに、人口集中地区による即時編入箇所として、スクリーンに、ちょうど中央に当たりますが、赤い丸でお示ししている寺田縄・豊田・岡崎地区の1地区でございます。

これは、寺田縄・豊田・岡崎地区を拡大した図面でございます。位置は鈴川の右岸、東橋の上流に当たります。本地区は人口集中地区になっている区域でありまして、旧食肉センターなどの公共施設や住宅が建っている区域です。ここを市街化区域に編入するものです。面積は約2.3ヘクタールでございます。図中の赤い線で囲んだ区域が変更する箇所です。

また、この地区に新たに指定する用途地域ですが、隣接する区域が第一種中高層住居専用地域であり、良好な居住環境が形成されていることから、本地区を含む一体の土地利用の誘導を図る為、本区域を第一種中高層住居専用地域、容積率200%、建ぺい率60%を指定するものです。

また、合わせて準防火地域を指定し、高度地区は第2種高度地区（最高限度15m）を指定するものでございます。

次に、道路整備・河川改修等による即時編入として、スクリーンに赤い丸でお示ししております四之宮地区と東八幡五丁目地区の2地区でございます。

それでは、四之宮地区を拡大いたします。図面は2枚となっております。

四之宮地区の1枚目の図面です。図面左側が北になります。位置はリサイクルプラザ東側の相模川堤防沿いの道路部分でございます。本地区は、区域界の根拠としている相模川の堤防整備が行われたため、区域界を整備後の堤防界に変更するものでございまして、図中の赤い線で囲んだ区域が変更する箇所です。面積は約0.39ヘクタールです。

新たに指定する用途地域は、隣接する地区と合わせまして工業専用地域とし、容積率は200%、建ぺい率は60%としております。

防火地域・準防火地域の指定はございません。

高度地区は、第4種高度地区（最高限度31m）を採用するものでございます。

続きまして、四之宮地区を拡大したもの、これが四之宮地区の2枚目の図面でございます。先ほどの図面の南側の続いているところでございます。位置は相模川右岸処理場の東側の堤防沿いの道路部分です。こちらも、先ほどと同様に、区域界の根拠としている相模川の堤防整備が行われたため、区域界を整備後の堤防界に変更するもので、図中の赤い線で囲んだ区域が変更箇所です。面積が約0.5ヘクタールでございます。

新たに指定する用途地域は、隣接する地区に合わせ準工業地域とし、容積率は200%、建ぺい率は60%としております。

防火・準防火地域の指定はありません。

高度地区は、第2種高度地区（最高限度15m）を指定するものでございます。

続きまして、東八幡五丁目地区を拡大いたします。こちらが東八幡五丁目地区の図面です。位置は相模川の堤防の法尻部分でございまして、本地区も、区域界の根拠としている相模川の堤防整備が行われた為、区域界を整備後の堤防界に変更するもので、図中の赤い線で囲んだ区域が変更箇所、面積は約0.02ヘクタールです。

新たに指定する用途地域は、隣接する地区に合わせて工業専用地域とし、容積率は200%、建ぺい率は60%としております。

防火地域・準防火地域の指定はありません。

高度地区は、第4種高度地区（最高限度31m）を指定するものでございます。

次に、逆線引き箇所として、道路整備・河川改修等によるものは、スクリーンに青い丸でお示ししている桜ヶ丘地区でございます。

これが桜ヶ丘地区を拡大した図でございます。位置は金目川の高麗大橋の下流の堤防部分と道路部分でございます。本地区は、区域界の根拠としている金目川の堤防整備と道路整備が行われた為、区域界を整備後の道路界に変更するものでございまして、青い線で囲んだ区域が変更する箇所、面積は約1.1ヘクタールでございます。

市街化調整区域に編入するとともに、用途地域は、第一種中高層住居専用地域、容積率200%、建ぺい率60%から無指定になります。

防火地域・準防火地域は、現在、準防火地域ですが、指定なしに変更します。

さらに、高度地区は、第2種高度地区（最高限度15m）から指定なしへ変更するものでございます。

続きまして、事務的修正箇所です。

103の出縄地区を市街化調整区域から市街化区域へ、用途地域は無指定から第一種低層住居専用地域へ、容積率80%、建ぺい率50%。

修正理由は、当該地区は、当初の線引き時より、出縄字根岸と荒畝との字界をもって区域区分界としておりましたが、当初計画図において、字界近傍の道路界を区域区分界と表示いたした為、事務的修正を行うものでございます。

続きまして、104の唐ヶ原を大磯都市計画区域から本市の市街化区域へ、用途地域は、大磯都市計画区域から平塚都市計画区域の第一種住居地域へ、容積率200%、建ぺい率60%。

防火地域・準防火地域は、準防火地域の指定。

さらに、高度地区は、第2種高度地区（最高限度15m）となります。

修正理由といたしましては、当該地区は、当初線引き時より本市の行政区画でありましたが、行政界が確定しておらず、大磯都市計画区域として扱っていましたが、平成14年に行政界が確定したことから大磯都市計画区域から平塚都市計画区域に事務的修正を行うものでございます。

区域区分の変更でございます。計画書は、議案集2分冊の2の1ページとなります。新旧対照表は、議案集2分冊の2の5から9ページとなります。

取りまとめますと、市街化区域の面積は、2.1ヘクタール増加いたしまして3,086ヘクタールとなります。市街化調整区域の面積は、逆に2.1ヘクタール減少し3,702ヘクタールとなります。

また、人口フレームは、都市計画内人口は26万1,000人、市街化区域内人口は24万人です。このうち、保留人口は3,300人でございます。

それでは、議案第186号 平塚都市計画区域区分の変更の理由書を朗読させていただきます。議案集2分冊の2の2ページでございます。

区域区分に関する都市計画は、昭和45年の当初決定以来、5回の見直しを行ってきたところですが、今回、平成12年に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、当該都市計画区域において適正で合理的な土地利用の実現と効率的で質の高い都市整備の推進を図るため、区域区分の区域、目標年次、人口フレームを本案のとおり変更するものです。

寺田縄・豊田・岡崎地区については、平成12年国勢調査による人口集中地区としての区域指定に伴う市街化区域の編入を行います。桜ヶ丘地区については、道路整備及び河川改修等による区域決定境界の地形地物等の変更に伴う市街化調整区域への編入を行います。

四之宮地区及び東八幡5丁目地区については、河川改修等による区域決定境界の地形地物等の変更に伴う市街化区域への編入を行います。

これらのほか、計画図上の不整合を修正するなど、必要な変更を行うものです。

以上でございます。

次に、用途地域の変更です。計画書は、議案集2分冊の2、16ページとなります。また、新旧対照表は、議案集2分冊の2、19ページとなります。

変更箇所を取りまとめますと、第一種中高層住居専用地域は1.2ヘクタール増加し886ヘクタールに、準工業地域は0.5ヘクタール増加し280ヘクタールに、また、工業専用地域は0.41ヘクタール増加いたしますが、計画書の表記に変更はございません。

それでは、議案第187号 平塚都市計画用途地域の変更の理由書を朗読させていただきます。議案集2分冊の2の17ページです。

区域区分に関する都市計画の変更に伴い、当該箇所について周辺の土地利用

状況等を考慮し、土地の合理的かつ健全な利用を促進するため、本案のとおり変更するものです。

寺田縄・豊田・岡崎地区については、隣接する区域が第一種中高層住居専用地域であり、良好な居住環境が形成されており、本地区を含む一体の土地利用の誘導を図るため、本区域を第一種中高層住居専用地域、容積率200%、建ぺい率60%を指定するものです。

四之宮地区及び東八幡五丁目地区については、河川整備による区域区分決定境界の地形地物等の変更に伴い市街化区域への編入を行う地区であり、四之宮地区については、準工業地域、容積率200%、建ぺい率60%及び工業専用地域、容積率200%、建ぺい率60%を指定し、東八幡五丁目地区については、工業専用地域容積率200%、建ぺい率60%を指定するものです。

これらの他、計画図上の不整合を修正するなど、必要な変更を行うものです。以上でございます。

次に、防火地域及び準防火地域の変更です。計画書は、議案集2分冊の2の21ページとなります。また、新旧対照表は、議案集2分冊の2の24ページとなります。

準防火地域は1.2ヘクタール増加しまして1,858ヘクタールとなります。

それでは、議案第188号 平塚都市計画防火地域及び準防火地域の変更の理由書を朗読させていただきます。議案集2分冊の2の22ページとなります。

区域区分の変更に伴い、当該箇所について、平塚市防火地域及び準防火地域の指定基準に基づき、本案のとおり変更をするものです。

寺田縄・豊田・岡崎地区については、隣接する区域が準防火地域であり、本地区を含む一体の防災性の向上を図る為、本区域を準防火地域とするものです。

唐ヶ原地区については、計画図の錯誤を訂正するものです。

桜ヶ丘地区については、市街化調整区域とすることから、指定なしとするものです。

以上でございます。

次に、高度地区の変更です。計画書は、議案集2分冊の2、26、27ページとなります。また、新旧対照表は、議案集2分冊の2の30ページから33ページとなります。

変更箇所を取りまとめますと、第2種高度地区（最高限度15m）は1.7ヘクタール増加しまして1,932ヘクタールとなり、第4種高度地区（最高限度31m（ただし、工業地域内における非工業系建築物は15m））は、0.41ヘクタール増加いたしまして564ヘクタールとなります。

それでは、議案第189号 平塚都市計画高度地区の変更の理由書を朗読させていただきます。議案集2分冊の2の28ページです。

区域区分に関する都市計画の変更に伴い、当該箇所について周辺の土地利用状況等を考慮し、土地の合理的かつ健全な利用を促進する為、本案のとおり変更するものです。

寺田縄・豊田・岡崎地区については、隣接する区域が第2種高度地区に指定され、良好な居住環境が形成されているので、本地区を含む一体の土地利用の規制・誘導を図る為、本地区を第2種高度地区、最高限度15mに指定するものです。

四之宮地区及び東八幡五丁目地区については、隣接する区域が第2種高度地区及び第4種高度地区に指定され、良好な生産環境が形成されているので、本地区を含む一体の土地利用の規制・誘導を図る為、四之宮地区については第2種高度地区、最高限度15m及び第4種高度地区、最高限度31mに指定し、東八幡五丁目地区については、第4種高度地区、最高限度31mに指定するものです。

これらの他、計画図上の不整合を修正するなど、必要な変更を行うものです。以上でございます。

続きまして、市決定案件の議案第190号 平塚都市計画と畜場（平塚市食肉センター）の変更についてご説明いたします。

平塚市食肉センターは、JR平塚駅より北西約4.5キロの鈴川の右岸、寺田縄地内に位置しております。

それでは、区域を拡大いたします。赤い線で囲んだ区域が変更する箇所です。

平塚市食肉センターは、畜産業の振興と生鮮食肉の安定供給の役割を担うため、昭和39年に寺田縄地内に都市計画決定し、昭和40年より操業を開始しました。

その後、関係法令の改正により、神奈川県、厚木市、相模原市及び平塚市の食肉センターを統廃合し、平成14年より厚木市に株式会社神奈川食肉センターが開設したことにより、平成13年度末に閉場いたしました。

閉場後は、その用に供した目的の使用もせず、今後もその見込みがない為、平塚都市計画の都市計画施設としての「と畜場（平塚市食肉センター）」、面積約1.15ヘクタールは、都市計画施設の廃止をするものです。

次に、と畜場（平塚市食肉センター）の変更です。計画書は、議案集2分冊の2の49ページとなります。新旧対照表は、議案集2分冊の2の52ページとなります。

変更箇所は、表のとおりとなります。

それでは、議案第190号 平塚都市計画と畜場（平塚市食肉センター）の変更の理由書を朗読させていただきます。議案集2分冊の2の50ページでございます。

平塚市食肉センターは、畜産業の振興と生鮮食肉の安定供給という役割を担うため、昭和39年に都市計画決定し、昭和40年から業務を行って来ました。

病原性大腸菌O-157の発生等による「と畜場法施行規則」の改正により、と畜場の衛生基準が強化され、施設改善が求められたことから、神奈川県で県内の食肉センターの運営について検討した結果、神奈川県、厚木市、相模原市及び平塚市の食肉センターを統廃合して、県央部に1ヶ所近代的な施設を建設することとなりました。平成12年2月に4者で「食肉センター再編整備における新施設設置に関する覚書」を締結し、平成14年より厚木市に株式会社神奈川食肉センターを開設しました。このことにより、平塚市食肉センターは平成13年度末に閉場しました。

さらに、平塚市食肉センター跡地の土地利用について検討を重ねて来ましたが、食肉センターまたは同系の用途としての活用の見込みはなく、これらのことから、当該食肉センターの機能移転に伴い、閉場後はその用に供した目的の使用もせず、今後もその見込みがない為、と畜場としての都市施設の変更（廃止）をするものです。

以上でございます。

最後に、都市計画法による縦覧の結果でございますが、県決定案件の議案第183号から議案第187号までの5案件について、平成21年11月17日から12月1日まで縦覧したところ、縦覧者及び意見書の提出はございません。

また、市決定案件の議案第188号から議案第190号までの3案件について、平成21年11月17日から12月1日まで縦覧したところ、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

以上で案件の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(会長)

ありがとうございました。

では、これから質疑及び意見の交換をしたいと思います。質疑がございましたら挙手をお願いします。いかがでしょうか。

(委員)

文言などの説明をお願いします。

人口フレームの中の保留人口というのは、どういう意味ですか。

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

市案の申し出の時には、ツインシティの大神地区の所に人口を保留をしているというのは、いわゆる特定保留区域というものです。今回は、国との調整の中で、特定保留区域ではなくて一般保留区域ということになりましたので、具体的な地区については、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の中にも明示してございません。市街化区域の人口が、今後何万人になるという推計を先ほど申しました。保留人口とは、市街化区域内に入る人口の枠というものがあリまして、将来入り切れない部分を、市街化区域を増やしてそこに収める、その為の人口ということです。市街化区域に即編入するのではなくて、一時的に保留して、土地区画整理事業等の市街地整備事業の見通しが明らかになった段階で、その地区を市街化区域に編入し、面整備及び住宅地開発を行い、そこに人口が貼り付いて行くという流れになっているものでございます。

(会長)

今、ツインシティが計画されていますが、まだ確定していないわけです。しかし、そこに将来これぐらいの人口が貼り付くと想定してあるわけです。それが一般保留になっているので、そこに貼り付けばそのレベルに人数が入る。本当なら市は書きたいのですけれど、新駅を造るということに決まっていないし、そういうものが決まらないと確定出来ないわけです。それで保留されている。ただ、将来これは見込んでもいいですよと国が認めている数字です。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

他にいかがでしょうか。どうぞ。

(委員)

ご説明いただきましてありがとうございました。かなり膨大な案件の中で、幾つか具体的に教えていただきたいところをご質問したいと思います。

議案第184号のところ、いただいている資料の中では、2分冊の1の別表2というところになるかと思えます。再開発促進地区の整備又は計画の概要というところについて新旧対照表が出ています。これまでの経緯のご説明もあ

ったのですが、ここで大浜地区と平塚駅西口周辺地区がこう変わりますよということだと思います。大浜地区については、別表2の9ですと、イロハニホヘトチとあって、ホからチの部分が大きく変更になっていると思うのですが、変更の経過と背景などを教えていただければと思います。

西口周辺地区についてもホからチのところについては、新しい方には大分変更がなされていますので、その背景などもご説明いただければと思います。

それから、2分冊の2ですけれども、そもそもですが、と畜場のことは、前回の都市計画審議会で審議をしたところを、角度を変えて出ているのではないかと思うのですが、この高度地区と防火地域等について、議案の第188号、第189号、第190号というのは、前回の審議を受けて、ここで改めてこういう形で審議するというのはどういうことなのか、ということをご説明いただければと思います。

(会長)

事務局お願いします。

(事務局)

まず、2分冊の1の都市再開発方針のところの別表2の新と旧の違い、特にイロハニホヘトのホヘトチの部分が新にはないということですが、これは、平塚市がこの様にしたということではなくて、神奈川県が、今回の第6回線引きの見直しに当たって、様式の変更を行ったということですが、以前は、5年以内に事業を行う、行わない、決定する、しないという様に書かれておりますが、そもそも論として、再開発促進地区の整備の方針の中に、5年以内云々ということを書くべきではないという結論に至ったということですが、

詳細の議論については分かりかねますが、全計画を今回この様な表として整理をし直したということですが、平塚市が今まで出していた事業を取り下げたということではございません。

と畜場等の件についてご説明をということですが、前々回、7月21日にこの案件についてご説明させていただきました。それよりも以前には、先程経緯のところでも説明いたしましたが、昨年5月13日にも説明させていただいております。それは、あくまでも報告という形で皆様方にご説明させていただいたということですが、その後、国との協議や、あるいは法定縦覧といった手続が全て終了いたしましたので、その結果も含めて、今回、改めて諮問という形で本審議会にかけるということですが、

以上です。

(会長)

説明がよく分からないのですが。項目が増えて、この項目を増やしたのは県ですよということですね。それで、ここには4つ項目が増えたわけですね。

(事務局)

減ったのです。右側が旧で、左側が新になります。

(会長)

これがなくなったわけですね。これは何かあるのですか、5年以内にとっっていたものを、明示すると困るからやめたということですか。事業費がそんなにないから、この様には書かないほうが良いということで減ったということですか。

(事務局)

今回、県で整備、開発及び保全の方針も含めて、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針の全体の取りまとめの方策としまして、県として透明性、公開性の主眼で県民にわかるような内容で提示したいということで、具体的には、なかなか5年で実行がされないという事業は県内に多々あるということで、県下の中でこの様式に取りまとめをして行きたいということです。

(会長)

それから、もう一つの件については、前回は報告であって、今回正式に諮問して、皆さんに承認いただきたいという手続に入ったということですね。

そういうことだそうです。よろしいでしょうか。

よろしく申し上げます。

(委員)

ありがとうございました。今のご回答を聞くと、大浜地区については、神奈川県内でも、5年以内に出来ない計画がたくさん上げられているものが多いから、県の判断で少し整理しているということがあるのですか。5年以内に出来そうにないことを整理されていて、その中に大浜地区というのは入っているのですか。その辺りのことは、どんな議論が県であって、今ここでこういう形になって出て来ているのかということが分からないので、教えていただけますか。

(事務局)

県が各市町の事業について、個別に意見をするということではございません。あくまで県として整備、開発及び保全の方針や都市再開発の方針の取りまとめ、マスタープランのまとめとしてどの様な内容が適切であるかということで様式の見直しを行い、その中で、各項目がこのように変わってきましたので、書き方としても、それぞれ市町の部分において記載をするというような状況でございます。

以上でございます。

(委員)

関連も含めてなのですけれども、要望も含めてお話ししたいのですが、この資料を私がいただいたのが18日の金曜日です。土日を挟んで十分勉強出来たのではないかということもあるのですが、非常にきつい日程の中で、これだけ多くのものを審議しなくてはならない為、もう少し早い資料の提供が出来ないかということです。

それから、県の言い回し、また市の言い回し、それぞれの事業の言い回しや、それなりの専門用語の中での言い回しがあると思うのですが、その中で特定される場所というのは、必ずあるはずですよ。抽象的に、平塚市の全体像の中でこれをしましょうというのではなくて、この審議会の中で、いわゆる分かり易い言葉を使っていただく、また場所を指定しながら言っていただくと非常にありがたい。先程の保留区域等を含めて、今、平塚市が抱えている問題をもっと具体的なことで審議したいということもありますので、県の整理の中で、5年のところを示すと透明性がどうも不透明になってしまうから、5年というところを除いたようですが、逆に不透明になってしまったと思うのですが、そのところを「平塚市は」という言い方を出来ないものか、今後のことも含めてお聞きしたいのですが。

(会長)

お願いします。

(事務局)

まず、資料送付ですが、本当に年末のお忙しい中、直前になってしまって申しわけございませんでした。事務局としましても、出来る限り早く送付をしたいと考えていましたが、資料の取りまとめ等がありまして、この結果になってしまいました。また、今ご意見をいただきましたので、次回からもっと早くお渡しできるように努力していきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

それから、具体的に分かり易く説明出来ないか、というお話をいただきました。議案となっております第183号の整備、開発及び保全の方針、それから都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、これは、神奈川県が決定するものでございまして、全県下の市町で全て同じ様な表現をしておりますので、市独自にここだけを変えるということは難しいと思います。これは、都市計画区域マスタープランというものでございまして、平塚市には、別に都市マスタープランというものがございます。昨年10月に、第2次の都市マスタープランを策定したのですが、その中では、同じ様に市街地の都市の将来像、目標ですとか、あるいは分野別の方針、さらに地域別の方針についても、即地的に図面を用いながら分かり易く、20年後に向けたまちづくりの方針等を述べさせていただいておりますので、市独自のと申しますとそちらになろうかと思えます。

それで、今回の都市計画区域マスタープラン、これは県の計画ですが、それと市の都市マスタープランとは整合を図っておりますということでございます。

(会長)

多分、市のマスタープランでは、この件に関してはどう書かれているかというのを聞きたいのですね。

(委員)

市のマスタープランは、我々は議員ですから当然承知している内容ですが、ここで審議する県が表したこの文言というのは、これはこれでよろしいかと思えます。ここで審議するのであれば、もう少し具体的な、場所でも地名でもいいですから、表しながらの方が審議がし易いのではないのでしょうか。ですから、この文言については、私は一切文句をつける気持ちはありません。

(会長)

どうぞ。

(事務局)

今の1点目の資料の送付が遅いというお話がございました。課長からも答弁申し上げたとおり、資料送付がまじかになったということでございます。資料も膨大ですので、平成20年5月から順次、これとほぼ同様の内容を報告という形でさせていただいている経緯もございますので、それをご承知されていると考えています。また、県で縦覧が終わって確定となりますので、審議事項として諮問をする時期が短いという問題もありますが、出来るだけ早目にご送付

させていただきたいと思います。

後段の様式については、これは県決定ですので、県がこの様式でご説明させていただくのですが、この説明の際に、説明の仕方について、もう少し平塚市の即地的な説明を添えてほしいというお話ではないかと思しますので、それは今後十分留意して、分かり易い説明に努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

多分、今あまりご意見が出ない方は、何回か報告を聴いていて、相当議論したからではないかと思えます。ここは何の用途地域になるのかということもあって、以前からの委員の方は、だいたい内容を把握されているかと思えます。特に委員が代わった時は、やはり今回のように、こういう意見が出たけれどもこうなりましたと補足していただければ、より良いかもしれないので、次回からはよろしくお願いいたします。

他はいかがでしょうか。どうぞ。

(委員)

2分冊の2、議案第186から第189ということで、即時編入箇所、逆線引き箇所ということで大きく提示されているものの中で、101番、102番という表記だと思います。これは、リサイクルプラザ東側の相模川堤防ということで市街地への編入と、相模川右岸処理場の堤防界を編入ということでございますが、これの編入については、前回も若干、お話ししましたが、河川整備は全て平塚側が出来ているわけではなくて、特に八幡とこの境が未整備なのですが、途中であっても出来ている所から編入していくというお話がございました。

その中で、特に相模川のちょうど堤防が切れている所、ここに向かうべき右岸処理場から鹿見堂排水路を経て堤防のところで排水されています。その部分は、いまだ未整備です。その計画がどの様になるか、ということがあるのですけれども、38ページの表記を見ますと、処理場の全域が準工業地域ということで色刷りされているわけです。今回、編入されない部分の四之宮で、開発が起きており、大きな区画の墓地の整備がなされる予定ですが、準工業地域で本来でいうと第一種住居地域であるべきかという、今表記されている中で、これは市の所管だと思うのですが、ご検討というのは今なされない、また今後なされていくのかどうかということをお聞きしたいのですが。

(会長)

38ページの右上の白い所で、相模川法線界という所も含めて、市街化調整区域になっていますが、それをどうするのかというご質問ですね。

(事務局)

38ページの図面の右上の所に、逆文字になっていますが、相模川法線界と書いてございます。市街化区域と市街化調整区域の境を相模川沿いは、相模川法線界と定めておりました。堤防が出来た所から順次、線引き見直しの5年ごとに整理いたしまして、出来た所から順番に市街化区域に編入する部分と、逆に市街化調整区域になる部分もあるという様に整理をして来てございます。

図面で相模川法線界と書いてある部分については、まだ堤防の整備が出来ておりませんので、ここについては次回の線引きになるか、さらにその後になるか分かりませんが、整備が終わった後に、今回の編入ラインと同じ様に市街化区域に含まれると思います。

墓地の開発の関係のお話がありました。現在、開発協議が行われているところでございまして、こちらについては、準工業地域だから墓地が出来ないという規制がございませんので、きちんと法律上の通常の手続を踏めば出来るというものでございますので、この用途地域をどう見直すか、そこまでの検討は及んでいません。用途地域の見直しというのは、全市的には、平成8年に8用途から12用途に変更した時に見直しを行いました。それまでは、概ね10年ごとに用途地域の見直しはあったのですが、それ以降、もう13年経ちますが行われておりません。今回の線引きが終わった後に、県で用途地域の全体の見直しについて検討を行うという様な声も聞かれておりますので、その際には、ここだけではなくて、色々な所の用途地域の整理をして行きたいと思っております。

いずれにしても、住居系でも工業系でも、この墓地というものは規制出来るものではございませんので、ご承知おきいただきたいと思います。

(委員)

ありがとうございます。その墓地の規制の部分を私は聞いているというよりも、今回編入する部分の四之宮の0.39ヘクタールは、結局は道路になっていますね。堤防と右岸処理場の間も道路ですね。それで、そこから先は今、相模川法線界ということですが、ここから先は堤防が実際あって、完成した時に延長する道路は、計画上ないようですが、堤防と今回の編入やこういう一級河川と関連して造って行くものというのは法律的にはないのですか。

(事務局)

相模川の堤防を造った時に、堤防と合わせて道路を造るという様な計画はございません。ここには、右岸処理場を造った時に、その外周道路として必要ですのでこの様な道路があるのですが、堤防より市街地側の堤内地の部分についてどの様な計画があるかによって変わってくるものだと認識しておりますので、堤防と道路がセットということではございません。

ただ、堤防の上の面、天端の所については、サイクリングロードですとか、あるいは人が散策できるような道路としての整備はされると思うのですが、法尻の部分の道路については、そういう計画はございません。

(委員)

ありがとうございます。

私はその近くに住んでいるので、堤防もよく歩きますが、銀河大橋が完成している所ですね。十数年経過してはいますが、銀河大橋の建設の当時、この堤防の下ですが、これらには一連の道路に接道するような計画になっているかと思うのですが、それはここでは確認してもよろしいですか。

(事務局)

申しわけございません。それについては、私どもまちづくり政策部で所管している事項ではございません。

(会長)

よろしいですか。はい。他にいかがでしょうか。

ご意見がないようでしたら、採決を行いたいと思いますけれども、採決を行ってよろしいですか。

では、採決したいと思います。

採決は、全部一括というわけにいかないのですが、まず、県の決定であります議案第183号から第187号の5件について、平塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更というところの5件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(会長)

ご異議なしということですので、議案第183号から第187号は、原案ど

おり決定いたします。

次に、平塚市決定であります議案第188号 平塚都市計画防火地域及び準防火地域の変更、及び議案第189号 平塚都市計画高度地区の変更につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(会長)

ありがとうございます。では、議案第188号と第189号は、原案どおり決定いたします。

それから、最後に1件でございますけれども、議案第190号 平塚都市計画と畜場(平塚市食肉センター)の変更につきまして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(会長)

ご異議なしということですので、議案第190号につきまして、原案どおり決定いたしました。

それでは、これから、今決定いただきました議案第183号から第190号にかけて、事務局が答申を準備いたしますので、しばらくお待ちいただきたいのですが、まだこの後に議案がありますので、ここで10分休憩をいただいて、その間に準備していただいて、25分から再開したいと思います。

では、一度休憩に入りたいと思います。よろしく申し上げます。

(休 憩)

(会長)

では、これから再開したいと思います。

では、事務局から答申案の朗読をお願いいたします。

(事務局)

それでは、答申案を朗読させていただきます。

お手元に3枚ほど答申案の文書が行っていると思います。

まず、183号から187号までの5案件のものでございます。

平塚都市計画の変更について(答申)

平成21年12月22日、当審議会に付された次の議案について、審議の結果、原案どおりとすることに決しましたのでその旨答申いたします。

議案第183号 平塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

議案第184号 平塚都市計画都市再開発の方針の変更（神奈川県決定）

議案第185号 平塚都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（神奈川県決定）

議案第186号 平塚都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

議案第187号 平塚都市計画用途地域の変更（神奈川県決定）

以上でございます。

続きまして、188号から189号の2案件でございます。

平塚都市計画の変更について（答申）

平成21年12月22日、当審議会に付された次の議案について、審議の結果、原案どおりとすることに決しましたのでその旨答申いたします。

議案第188号 平塚都市計画防火地域及び準防火地域の変更（平塚市決定）

議案第189号 平塚都市計画高度地区の変更（平塚市決定）

以上でございます。

最後になります。

平塚都市計画の変更について（答申）

平成21年12月22日、当審議会に付された次の議案について、審議の結果、原案どおりとすることに決しましたのでその旨答申いたします。

議案第190号 平塚都市計画と畜場（平塚市食肉センター）の変更（平塚市決定）

以上でございます。

（会長）

ありがとうございます。

この案でよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

（会長）

では、これらの答申書をもって市長に答申することにいたします。

以上をもちまして本日の審議会の案件は終了いたします。

お手元の次第にあります次の（2）ですけれども、報告事項がございまして、お手元に資料が既にあると思っておりますが、「平塚市緑の基本計画（改訂）素案」

について、事務局から説明がありますので、ご報告をお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは、これからご報告させていただきます「平塚市緑の基本計画（改訂素案）」でございますが、平塚市まちづくり条例に規定しております、まちづくり基本計画というものがございまして、そのうちの一つの計画でございます。

それでは、現在策定を進めております、みどり公園・水辺課の担当から説明させていただきます。

(みどり公園・水辺課)

皆さんこんにちは。みどり公園・水辺課の今井と申します。本日は、平塚市緑の基本計画の素案のご説明をさせていただきます。

まず、説明させていただく前に、これまでの緑の基本計画の改訂に当たりましての経過を少し述べさせていただきます。

この計画は、平成20年度から改訂作業を進めておりまして、その間、緑化推進本部、これは庁内の関係課長で組織するものですが、それを2回、それから、市民検討委員会、これは13名おり、学識経験者が2名、団体推薦者が8名、公募の市民が3名、計13名から成る市民検討委員会を2回。平成21年度につきましては、緑化推進本部を1回、市民検討委員会を2回、それからワーキング会議、これは平成21年度から緑化推進本部に諮る前に、関係の担当長レベルの皆さんに検討をいただいておりますが、それを2回、そして、つい先日ですが、11月15日から12月24日の期間でパブリックコメントを行いました。その様な経過を踏まえまして、この緑の基本計画の素案という形で今日は報告をさせていただきます。

座って説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、基本計画の1ページをお開きいただきたいと思います。改訂の趣旨でございますが、現行の平塚市緑の基本計画は平成10年3月に策定されております。これから10年余りが経過しておりまして、少子高齢化、環境問題・防災・社会参画などに対する市民意識の高まり、レクリエーションニーズの多様化など、計画を取り巻く社会的な背景が変化してまいりました。同時に、都市緑地法の改正ですとか、景観法、生物多様性基本法の成立など法制度も大きく変化してまいりました。

このような社会状況の変化を踏まえまして、平塚市の特徴であります海、川、丘陵、田園など恵まれた自然環境と市街地の緑について、総合的かつ計画的な保全、整備、創出を進め、緑が有する多面的なさらなる向上と充実を図り、本市の特性である海辺、河川、湧水などの多様な水辺は、さまざまな生き物の棲

息地として、また、市民が身近に自然と触れ合える空間として一層の保全・活用が期待されることから、緑と水を一体的にとらえた緑の基本計画の改訂を行います。

緑の基本計画の位置づけにつきましては、2ページをご覧ください。

基本計画につきましては、緑に関する分野別計画としまして総合計画の基本目標の実現を図ってまいります。また、まちづくり基本計画の一つとしまして、都市計画法の規制に基づき制定されました平塚市都市マスタープランに位置づけられた将来都市構造、ひらつかウェスタンヒルズ、ひらつかセントラルパーク、ひらつかなぎさステージ等の顔づくりの施策、平塚市景観計画に位置づけられました景観類型ごとの景観づくりの基本方針や景観重点区域の基本計画との整合を図りつつ、将来の平塚市の緑のあり方や実現に向けた考え方を示す必要があります。

さらには、平塚市環境基本計画では、自然環境の保全・再生や都市環境の保全・創造などの面で、緑のネットワーク形成や水辺や里山の自然再生、農地の保全が施策に位置づけられており、これらの施策とも整合を図ってまいります。

計画の期間でございますが、本計画の計画期間は、平成22年4月から平成42年3月末までの20年間としております。これは、都市マスタープランの計画期間が概ね20年としているところから、その下位計画ということで同期間の20年間を考えてございます。

続きまして、第2章の平塚市の緑と水の現況についてのご説明です。

4ページをお開きください。まず、4ページ、5ページに亘り、平塚市の緑と水の成り立ち、地形的特性から見た緑と水につきまして、また、6、7ページに土地利用の変遷から見た緑と水、そして8から9ページに広域的位置づけから見た緑と水についてまとめております。

緑と水の現況としましては、10から11ページに緑被の現況、12、13ページに緑地の現況、14ページから21ページに緑化の現況として、都市公園の現況、道路の緑化現況、平塚市みどり基金、主な公共施設の緑化現況、民有地の緑化現況をまとめてございます。

平塚市を特徴づける緑と水としましては、22ページ、23ページでございますけれども、海辺の緑と水、24ページ、25ページに川辺の緑と水、26ページ、27ページに丘陵の緑と水、28ページ、29ページに農の緑と水、そして30、31ページにまちの緑と水についてそれぞれまとめております。

32ページですけれども、第3章の平塚市の緑と水の課題でございます。

これにつきましては大きく4つの分類にまとめてございます。まず、32ページの緑と水を取り巻く社会動向と法制度の変化から見た課題でありますけれども、これは、少子高齢化への対応、広域的観光・レクリエーションニーズへ

の対応、市民参加の促進、財政状況による「量」から「質」への転換、緑地保全・緑化の推進、生物多様性の保全、環境負荷の低減、防災性の向上、地域の個性ある緑の景観形成が挙げられます。

続きまして、33ページをご覧くださいと思います。33ページの上位関連計画から見た平塚市の緑と水の課題でございます。総合計画での「人と自然が調和した、やすらぎのあるまち」の実現、上位計画であります都市マスタープランの平塚の顔づくり施策や地域別のまちづくり方針との連携、また、景観計画では、景観要素の保全と景観重点区域の景観づくり、また、環境基本計画におきましては、水辺、里山、農地の保全と緑のネットワークが挙げられます。

34ページでございます。広域的な位置づけから見た平塚市の緑と水の課題でございます。神奈川みどり計画や近隣市町との関連計画であります。広域的な緑と水の軸の保全や広域的な拠点の形成、機能向上が挙げられます。

続きまして、35ページをご覧くださいと思います。地域の緑と水の課題でございます。市内の地形と土地利用により、エリアを3つに分けて、その中の市街地部分を3ゾーンに区分しまして、各々の地域から見た守るべき緑、創出すべき緑、緑と水の拠点、レクリエーションネットワーク、生物多様性、景観・歴史文化、防災、協働を課題と捉えてございます。

36ページの課題からみる計画改訂の視点として大きく3点上げてございます。

まず、1点目の＜時代の変化に対応し、緑の有する多面的な機能を引き出します＞でございます。まず、生物多様性保全への対応であります。水辺の保全・再生・活用の視点の導入としまして、景観形成や、環境負荷の低い社会づくりを目指し、景観計画、環境基本計画と整合を図りながら緑と水の量を守り、質を高めていきます。

また、エコロジカルネットワーク形成の考え方の導入としまして、緑と水の機能の向上と複合化を進めることで生物多様性を保全し、人と生き物の共生を図っていきます。

また、都市マス景観計画、環境基本計画と連動したまちづくりとしましては、景観重点区域と里山保全を背景とした平塚らしさを引き出す緑と水のまちづくりの設定をいたします。

2点目の＜平塚市の緑と水が有する広域的な位置づけを守り、高めます＞でございますけれども、神奈川県や近隣市町と連携し、神奈川らしさ、湘南らしさ、平塚らしさにこだわりながら、緑と水の骨格を守っていきます。

また、市民が緑と水と親しむ文化やライフスタイルを発信する広域的な利用拠点の形成を進めてまいります。

緑と水の拠点としましては、総合公園、八幡山公園周辺、湘南海岸公園周辺、馬入ふれあい公園周辺、ひらつか花アグリ周辺などが挙げられます。

また、緑と水辺のふれあいスポットとしましては、玉川橋下流域、河内川、立掘親水公園周辺、渋田川プロムナードなどが挙げられます。

3点目の〈市民が身近な緑や水に関わる機会や仕組みをさらに充実します〉でございます。市民との協働の強化・推進としまして、市民の人材育成及びネットワーク強化や進行管理への市民参加を明示し、地域の保全活動を広げてまいります。

また、緑と水の魅力を享受できる場の形成や機会の創出を進めるとともに、海、川、丘陵、田園など、多様なテーマと地域で市民との協働の仕組みを拡充してまいります。

続きまして、37ページ、第4章の計画の基本方針でございます。

まず、1の基本理念の考え方につきましてですが、緑の基本計画は、湘南の海、相模川や金目川、丘陵、田園などの平塚市の緑と水の基盤を保全するとともに、都市部の緑を育て、生物多様性の保全と、市民が豊かな緑と水の恵みを享受出来る様な環境の形成を目指すもので、その基本理念、「多様な緑と水を活かし、人と生き物が共生する文化を育むまちづくりの推進」と定めております。

38ページからは、緑と水の将来構造と目標でございます。計画の基本計画から、緑と水の将来構造を39ページにありますように捉えており、この将来構造と平成41年度末の目標としましては、41ページに載せてございます都市公園等の市民1人当たりの面積を12.5平方メートル、緑地の面積を全体で2,015.76ヘクタール、緑被率は、市街化区域につきましては向上、市街化調整区域は維持とし、緑の配置方針を策定してまいります。

42ページからの緑地配置の考え方につきましてでございます。緑の将来構造を目標とし、都市における緑の役割の視点から、環境保全系統の緑地配置方針を42、43ページ、レクリエーション系統の緑地配置方針を44、45ページに、防災系統の緑地配置方針を46、47ページに、景観系統の緑地配置方針を48、49ページに示し、4系統別緑地の配置を考慮した上で、50、51ページに総合的な緑地配置方針の考え方を示してございます。

52ページからの都市公園等の配置・整備の方針でございますが、市民が緑とふれあい、健康で安全に暮らすことができる環境づくりを推進する為には、公園緑地の整備量はまだ十分な状況であるとは言えないということから、また、施設の老朽化が進んだ公園も見られることから、その為に公園の整理拡大と魅力の向上を図ってまいります。

56ページでございますが、施策の基本方針を載せてございます。

計画実現の施策の体系としまして4つの基本方針を定めました。方針1としましては、57ページの広域的な環境を支える緑と水を守り、創り、育てますが、海辺の緑・水辺軸の形成としましては、海辺の緑の保全・活用や海辺の市民活動の促進、相模川・金目川の緑・水辺軸の形成として、水辺の自然環境の保全、金目川水系と相模川水系を結ぶ緑の回廊の形成及び水辺の市民活動の促進、大磯丘陵の緑の帯の形成としまして、大磯丘陵の緑の保全や里山の市民活動の促進、市街地を包む農地の緑の帯の形成として、農的環境の保全や農を守る市民活動の促進を上げてございます。

57ページに施策の詳細について記載しており、展開時期を前期3年以内、中期4年から10年、後期11年以降の3段階に分けて示してございます。

また、58ページ以降には、各施策を細かく説明してございます。

方針の2としまして、65ページをご覧くださいと思います。人と生き物の共生を支える緑と水のネットワークを広げますということでございますが、地域の環境を支える緑の保全・活用としまして、まとまりのある緑や湧水の保全、農地の保全と多面的機能の維持・増進、多彩な緑化による緑のまちづくりとしましては、公共施設、学校、道路及び民有地の緑化、身近な公園・緑地の整備としまして、住区基幹公園の整備やオープンスペースの確保、災害に強い緑のまちづくりや歩いて楽しい緑と水のネットワークの形成、そして、市民が育てる緑と水辺の活用、エコロジカルネットワークの形成としましては、生き物の生息環境の保全・再生、施設の緑化や多自然化の推進、緑と水のネットワークや市民参加による共生のまちづくりを上げてございます。

67ページ以降には、各施策を細かく説明してございます。

方針3としましては、77ページをご覧くださいと思います。平塚らしい多様な緑と水の姿を守り、創り、継承しますでございます。平塚らしさを引き出す緑と水のまちづくりとしましては、海辺、都市中心部、里山及び田園の緑と水の保全・活用、拠点的公園・緑地の整備としましては、既存の公園・緑地の新たな緑や民間施設の緑と水の拠点としての活用、歴史・文化を伝える緑と水の保全・活用としまして、社寺林や屋敷林など歴史ある緑の保全や花の名所づくり、史跡等の公園的整備が挙げられます。

79ページ以降には、各施策を細かく説明してございます。

続きまして、方針4でございしますが、88ページをご覧くださいと思います。ここでは、市民・企業とともに緑と水を守り、創り、育てる仕組みを築きますとしてございます。意識啓発としましては、普及啓発活動や緑と水に関わる体験学習の実施、人材育成としまして、専門知識を持った市民の育成、緑の保全と創出に取り組む組織の育成、支援制度・体制としまして、平塚市みどり基金の推進や緑の市民ボランティアとの協働の推進、助成制度の拡充、緑と

水の活動表彰及び緑のリサイクルの推進を上げてございます。

89ページ以降には、各々の施策の細かい説明がしてございます。

94ページ以降でございます。こちらにエリア別計画として載せてございます。

まず、平野に市街地が広がる“まちエリア”、丘陵を中心に樹林や農地、集落が広がり、一部に新たな住居系市街地の形成も見られる“里山エリア”、平野の広大な農地を中心とし、一部に住居系市街地の形成も見られる“田園エリア”、この3つをエリア別計画としてまとめてあり、これらの個性ある緑を保全・再生・活用する為の計画を94ページ以降に載せてございます。

なお、まちエリアにつきましては、それを3ゾーンに分けまして、海辺ゾーンを95ページ以降に、市街地中央ゾーンを98ページ以降、市街地外縁ゾーンを101ページ以降にそれぞれ示してございます。それぞれに特徴的な緑の姿が見られることから、まちエリアについては、その3つをゾーンとして分けております。

また、里山エリアにつきましては104ページ以降に、さらに田園エリアにつきましては107ページ以降にそれぞれの計画を定めてございます。

続きまして、110ページでございます。計画の推進についてでございますが、推進体制としましては、まず1点目に、行政による推進体制の連携強化としまして、計画を進行管理する中心となる行政については、担当部局の体制強化、庁内の横断的な連携による総合的な計画の進行管理や国、県、隣接市町との連携強化に努めます。

2点目に、111ページの市民参加による計画の推進としましてでございます。計画を推進する担い手としまして、市民や市民団体、事業者の計画実施への参加を積極的に推進し、利用者ニーズに合致した公園整備や緑・水辺の管理などを図ってまいります。これは、計画策定の段階から市民検討委員会というものを立ち上げてございますので、そういったものを進捗管理の中でも取り入れていきたいと考えてございます。

3点目に、113ページの計画の進行管理でございますが、本計画に掲げる目標や施策につきまして、達成状況や進捗状況を確認しながら必要な改善を行う「PDCAサイクル」により適切な進行管理を行います。このPDCAサイクルの進行管理のチェック機能としまして、仮称でございますが、緑の市民審議会というものを立ち上げまして、進行管理のほうをチェックしていこうと考えてございます。

続きまして、最後に115ページのリーディングプロジェクトでございますが、各種施策を推進するため、リーディングプロジェクトとして、モデル地区を設定しまして、緑化や緑地保全のさまざまな取り組みを重点的に展開してい

こうと考えております。モデル地区としましては、緑地保全と緑化が望まれる地区の双方が存在する地域や、既に地域の緑化や緑地保全に住民や市民団体が積極的に取り組んでいる地区などから選定していきたいと考えてございます。

平塚市緑の基本計画素案の概要についての説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

ご質問、意見、よろしく申し上げます。どうぞ。

(委員)

私の見落としがあるのかもしれませんが、62ページの里山の市民活動の促進という項目のところに、※1「まとまりある緑の保全に関わる法制度の概要についてはP63を参照」と書いてあるのですけれども、63ページは別な項目になっているので、これはどこを見たらいいのでしょうか。

(みどり公園・水辺課)

申しわけございません。それは69ページの間違いでございます。

(委員)

分かりました。

(会長)

他にいかがでしょうか。

基本的なことを聞いてよろしいですか。これは、10年前に作った計画があるわけですね。それは、今度、新たに41ページに目標設定をされていて、都市公園などをこれだけ増やすということですが、10年間でどういう数字だったのでしょうか。

(みどり公園・水辺課)

10年間での数字につきましては、10ページ、緑被状況としまして、平成5年と比較した平成18年の数字でございますが、載せてございます。

(会長)

これは、でも農地などですね。目標に出されているのは都市公園の面積が20年でこれだけ増えるとあったので。

(みどり公園・水辺課)

12ページでございます。緑地の現況ということで、平成7年と平成21年3月現在の都市公園等の面積の比較が載せてございます。

(会長)

相当増えていると判断するのですか、これは。今設定している計画値、これは20年ですけれども、同じ数字はどこを見ればいいのですか。都市公園系ですか。

(みどり公園・水辺課)

例えば、都市公園系で、平成7年、整備量が、都市計画区域ですと210カ所、105.7ヘクタール、1人当たりの公園面積としましては4.2平方メートル、それが平成21年3月末ですと、整備量が263カ所、130.09ヘクタール、1人当たりの公園面積としましては5.0平方メートル。そのように、若干ではございますが増えているということでございます。

(会長)

では、今後20年間の1人当たりの平米数はいつ増えることになるのですか。同じ数値で比較出来るとすると。

(みどり公園・水辺課)

今後のこの目標としております数字につきましては、41ページです。ここに目標の数字を載せてございます。都市公園で見えますと平成20年度末で5.0平方メートル、これを41年度末で8.6平方メートルというような形で増やして行こうと考えております。

(会長)

実現可能なのですか。

(みどり公園・水辺課)

実際に、目標を立てるに当たりまして、具体的に何平方メートル以上の空地的なものを拾い出しまして、公園として整備可能ではないかというようなものを洗い出して出した数字でございますので、実際に20年先をこの計画の目標として捉えて行こうということでございます。

(会長)

そうすると、それは買わなければいけない土地も含まれているわけですよね。そうすると、平塚市の財政上、それが可能かどうかというのは検証されたのですか。

(みどり公園・水辺課)

財政的な裏づけは全て検証ということは出来ておりませんが、現行の計画でも、元々20年先を見越しての計画でございましたので、総合計画や都市マスタープラン等の上位計画が、10年たった段階で変わってまいりましたので、ここで見直しをするということでございます。現行の計画の数字をそのまま持っていくというのではなく、より現実的に可能であろうと思われる数字を拾い出してはいるのですが、確かに、おっしゃるとおり、全て財政的な裏づけがあるかという点、そうではなくて、みどり基金というものが平成元年に立ち上げてございますが、そういったものを原資として取得出来る所は、取得を考えて行くと思っております。

(会長)

これからの時代が右肩上がりではないのは分かっているので、これまでの数値目標などは、きちんと評価された方が良くと思います。目標に非常に素晴らしいことが沢山書かれていて、例えば市役所も垂直緑化で、夏は緑の壁を行っていたりしますが、今後、屋上なども緑化して行くなどの色々な活動を推進する方針が出ているのですが、それに対しては全然数値目標がないです。数値目標を出せばいいというものではないのですが、何かそういう活動は一切評価されなくなってしまうと思います。

20年後、委員会が開かれた時に、また同じことを言う人がきつっているのではないかと思います。その時の指標が、この指標であるとする、書かれている施策は、例えば市民活動で増やした緑などがないと絶対に実現出来ないことが多く書いてあるのに、それを評価する為の数値化についてが書かれていない。プラン・ドゥー・シーをする時に、例えばその団体が、緑をこれだけ増やした活動をしてくれているとか、市民が一生懸命面積を広げて草むしりをしたとか、そういうものが評価されるようなことを行わないと、市民参加しても、計画には何も反映されず、ただのボランティアだということになってしまいます。

この計画には、非常に立派な理念が書かれています。都市計画的には今書かれている目標しか書けないかもしれないですが、今まで、市役所では評価されていない数値を何か少しで良いので、活動目標として作らないと、市民が何か行っても全く反映されないと思います。この計画は、殆ど公共がやってくれる

と言ったら、市民は何も文句を言わないでしょう。20年後にこうなると思うといいと思うのですが、絶対そうはならなくて、色々アイデアが書かれているので、市民も、「ああ、少しずつ活動しよう」とか、例えば自分の宅地内の緑を増やすとか、花を増やすということも、出来ればそういう指標を示していただき、こういう中で評価されていいはずなのですからけれども、なかなか評価していただけないですね。

これからは、どちらかと言うと、行政が公園を次々と造れる時代ではなくて、市民の方が小さな緑化を繰り返して、それを何とか評価して行く方法をしなければいけないのではないかと思います。

秦野市で景観計画を策定した時は、平面的な面積ではなくて、定点観測をして、その写真の中にどれだけ緑が増えて行くかという、量を定点的に測って行くということを行いました。それが市民活動で、例えば、花を植えて、同じ写真に撮ると花の面積がこれだけ増えましたという、評価してあげられる点が出てきます。何かそういうきめ細かい、これは多分、プラン・ドゥー・シーの中で、今後具体的に詰めていかれるのだと思うのですが、そういう大きな平塚らしいものを出していただけるのいいと思います。それから、毎年ビーチハウスを開設させていただいている者としては、松林の中に住んでいらっしゃる方はどうするのか、ということがこの計画にはないですけど、課題としては大きな課題で、市民が自由に活用するという意味で言うと、ボランティア活動出来ない状況があると思うのですね。この様な問題をきちんと取り上げてほしいと部分的ですけど思いました。

(みどり公園・水辺課)

まず、最初の指標的なものにつきましては、この57ページを見ていただきますと、各施策の展開時期というものを示してございます。これは、あくまで基本計画でございますので、実際に各施策をどのように伸ばしていくかという実施計画を同時に作って行きたいと考えております。その中では、この施策について、どういう具体的なものを作って行って、その数値目標をどの様に定めて行くのかというものも考えてございます。

松林に住むホームレスにつきましては、今、他の公園でもホームレスの対応が問題になっておりますが、これは、松林を管理しております県とも協力しながら、その実態を掴んで対応してまいりたいと考えております。

(会長)

他にありますでしょうか。どうぞ。

(委員)

資料の77ページが平塚らしい多様な緑と水の姿を守り、創り、継承しますということで、これは、(1)、(2)、(3)となっておりまして、丸がついている所、矢印の所と、この記載では3年以内の前期、あるいは4年の中期、11年以降ということで展開的にお示ししていただいております。それから、青字の部分が優先実施ということですが、これは、前回の本会議に事前資料がありましたので質疑をした部分ですけれども、パブリックコメント等をされている中で、幾つか優先順位ですとか、ご提案ですとか、意見があったのかということをお聞きします。

それから、もう一つが、その下に市民緑地と言うことで、都市内の緑、オープンスペースということで、この所有者に対して「地方公共団体または緑地管理機構がその土地等の所有者と契約を締結し」と言うこの文面ですが、このことについて詳しく聞きたいと思います。

(みどり公園・水辺課)

まず、パブリックコメントでございますが、個人の方からは2名の方から、団体から1団体という形でパブリックコメントが寄せられました。優先順位そのものについてのご意見では特になかったのですが、全体的にそれぞれの思いを、こうしたらいいのではないかという形のご意見でした。

昨日もそのパブリックコメントをまとめまして、庁内のワーキングを行い、その意見を踏まえまして、また素案に盛り込んだ形で、ホームページ等でパブリックコメントの内容も含めまして発表させていただきたいと考えております。

続きまして、2点目の市民緑地の契約の関係でございますが、一つの例としまして、111ページにあります緑地管理機構、これは、世田谷区の例などを捉えて説明してございますが、これを必ず行うということではなくて、こういった形も一つの方法ではないか、というような提案でございます。

(委員)

優先順位を問うようなパブリックコメントはなかったということなのですが、一応2~3人ないし、団体の意見は取り入れた内容を作成するということですね。いつ頃には、発表の時期になられるでしょうか。

それから、世田谷トラストと緑地管理機構というものを、基本計画の素案ですけれども、提唱されるということは、普通に行政が市民活動型のこうした緑の運動を方向性として作って行くということで提起されたのでしょうか。

(みどり公園・水辺課)

パブリックコメントを含んだ素案の内容の公開、発表時期ですけれども、庁内に対しまして、内容の意見を頂きたいということで、これは年明けに行いたいと考えてございます。

その後、1月の中旬でございますが、それらの意見を全部盛り込んだ形での市民検討委員会を予定しておりますので、それまでには盛り込んだ形の素案が出来上がって行くと考えてございます。

緑地管理機構等の考え方につきましては、先程も公園用地等の取得がこれからは本来になって行くということですので、市民と契約をして管理方式を採って緑地の保全・活用を図って行くということも、重大な検討材料の一つであると考えております。

(委員)

パブリックコメントの内容を盛り込むということは、かなり広汎な内容ですから大変だと思うのですが、1月中旬ということで期待します。

非常に小さく、市民に対するこうした緑の参加は都市部ですよ。前回も生産緑地等を取り上げておりますが、緑は特に都市部が不足しており、要するに平塚の目標でもありますけれども、限られたそういう緑地を何らかの形で保全して行くべきだと、会長さんからもその時に話がありました。例えば、防災公園が必要だとか、市民農園に使えないかとか、そういう位置づけを所有者と議論するような場を設けないで、市民検討委員会等でそれらが反映されて行くのか、その点だけ少し心配なのですが。

(みどり公園・水辺課)

今後そういうことを行って行く中では、その様な場を設けて行って行きたいと考えております。

それと、先程のパブリックコメントの件でございますが、パブリックコメントを反映した内容の素案は、1月15日の市民検討委員会までに盛り込んだ形の素案を作ります。パブリックコメントの内容の公表、またそれに対する考え方という形では、改訂計画の公表時に合わせて発表ということで、当初パブリックコメントを実施する際にホームページ等にもアップしておりますので、その時期とさせていただきたいと思っております。

(会長)

他にいかがでしょうか。どうぞ。

(委員)

今、宅地開発に限らず、市街地で500平方メートル以上とか1,000平方メートル以上の建物の開発事業の時に緑地化の要件がありますよね。何%緑地にしなくてはいけない、そういう要件があるのですけれども、コンビニとかガソリンスタンドなどの沿道サービスで、無理やり緑地を作っても、後でまた駐車場になってしまっているとか、そういう所が所々見受けられるので、一概に緑地、緑地と言うのではなくて、その内の何%かは、例えば緑地事業に回す代替のお金で、要は何平方メートルについて幾らぐらい、供託金ではないですけれども、緑の基金に回せば緑地にしなくてもいいというようなことが出来ないものでしょうか。要は、後でなくなってしまうような緑地を無理やり作っても仕方がないので、もっと活きたお金が使えるといいのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

もう一つは、今、金目川で護岸工事が始まり、また、用水路の整備もコンクリー化が進んでいますので、出来れば生き物が生きられるような護岸工事、用水路の提言の様なものを県と一緒に担当から意見が言えて、そういった改善が出来るものかお聞きしたい。

それから、用水路は今、冬場はどこも水が通っていないですけれども、全部が全部通す必要はないと思うのですが、要所要所、通年通水して生き物が生きられるような環境づくりを市の中で行うとすれば、みどり公園・水辺課でやっていただけるのかと思うのですけれども、農業委員会とも協議が必要だとは思いますが、考えていただければと思っています。

(会長)

お願いします。

(みどり公園・水辺課)

まず、第1点目の開発事業に絡む供託金の様なもの、これは、以前、開発事業納付金という形であったのですが、制度的にこれは廃止になっております。それを緑基金という形で納付してもらおうということも、一つの考え方かもしれないですが、どう緑を担保して行くのかということも考えていきたいと思えます。

これはどういうことかと言いますと、例えば5年なり10年なり、その緑を保っていただいたその事業所には、一つの例ですが、税の優遇とか、そういったものがあってもいいと思えます。何とか緑を作っていただいた中で、それを保って行ってもらいたいということを考えております。

また、今、開発事業の中で植栽の方向もお示ししてはございますけれども、

壁面緑化、屋上緑化をこの面積に採るですとか、駐車場の緑化を面積としてカウントするとか、そういったものもこの機会に見直しをして行きたいと思っております。

それから、2点目の護岸工事、用水路の整備等につきまして、生き物との共生を図って県に要望をとということでございますが、これは、緑の基本計画の中でもエコロジカルネットワークという形で考え方を示しておりますので、実際、具体的にどのようにして行くかというのは、この実施計画を考えて行く中で決めて行きたいと思っております。

3つ目の通年通水の話でございますが、これは、市民検討委員会の中でも話題になりまして、農水産課とも話をしたところでございますが、実際、誰が、どの様に管理をして行くかということで、また具体的などの様にするということまでは決まっておりませんが、実施計画を作っている中で、これは担当課と話をして行きたいと考えております。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

1つお聞きしたいのですけれども、見附台公園の件ですが、今日聞いていますと、ひらつかセントラルパークというのは、総合公園を中心として見附台公園周辺もその一角になって行くということですが、将来の見附台公園の計画はあるのでしょうか。

(みどり公園・水辺課)

見附台の関係ですけれども、本来こちらで所管していない部分で、今の計画段階がどの様になっているのか、はっきり細かく分からないのですが、何らかの土地利用をするという形は予定されているようです。すぐ隣接する所に、見附台公園というものがございますが、こちらについては、若干変更し、同じ位置のあたりに同規模程度の公園が整備されるという情報しか、今現在、持ち合わせておりません。

(委員)

まだ、分からないということですね。

(みどり公園・水辺課)

これは何年かかけて計画を作るというように話は聞いておりますけれども、

目標がいつというのではありません。

(委員)

公共施設用地、あとは公園や緑地など、そういう具体的な計画もまだ決まっていないということですね。

(みどり公園・水辺課)

はい、今、決まっていないと聞いております。

(委員)

分かりました。

(会長)

他にいかがでしょうか。どうぞ。

(委員)

1点だけ要望ですが、今日色々お話を聞いていて、自助、共助、公助で市民を巻き込んでということ、年が明けてからやって行くということですが、そのところをもう少し明確に出してもいいという感じがします。

それから、先程会長からも言われたとおり、20年後の目標は非常に厳しい状況なので、もっと共助の部分、先程世田谷区などの例を出すということですが、そんなに遠慮しなくて、本来は、共助とか自助のところを少し訴えてもいいと思います。お金をかけないで、これをやりたいというところまでの訴えもあっていいと思うのですが。市の中で、とても遠慮されている部分があるのかなと思います。もっと積極的に訴えて、市民の方の協力を頂いた方が、結果としてパブリックコメントの3件というのは、評価した3件だったのか、何を我々がしているのかが分からない3件だったのか、そこがもう少し積極的になった方が良いと思います。これは要望ですけれど、その方が良いのではないかと思います。

(会長)

何かありますか。

では、お受けいただくということで、ご検討いただいて、よろしく願います。他にいかがでしょうか。どうぞ。

(委員)

私も、この緑の基本計画素案を拝見して、すごく力が入った計画だと最初に感想を持ちました。中でも、今、委員からもお話がありましたけれども、様々な法制度を使ってやって行きますという議論が、かなり積み上げられていると感じました。

69ページの所で、まとまりのある緑の保全に関わる法制度というのが一覧として出されています。111ページのどの様に実行して行くのかという所で、「緑地管理機構やアダプトなどの成果も視野に入れながら」と書いてあるので、これまでの緑の基本計画よりも、より実効性を高める為にどうしたらいいのかという点で、法制度の研究もかなりされたのだろうと思ってこの内容を拝見しました。

会長からもお話がありましたけれども、今、お金がない中で公園をどうやって増やしていくかということを実際に考えると、土地所有者の人にかなりメリットがある制度をきちんと使って行かないといけないのではと思います。その為には、一部の課だけではなくて、税の問題を考えたり、幅広く色々な担当課に関わる必要があると思うのですけれど、それについての議論もされたのかと思います。その実現性を高める為に法制度を使おうというこの内容について、市民検討委員会でどんな話し合いがされて、こういう形になったのか、その背景を少しご説明していただければと思います。こういうことがきちんと進むことが出来ると良いと思っているものですから、どんな議論がされて来たのかをお聞かせいただきたいと思います。

(会長)

では、お願いします。

(みどり公園・水辺課)

市民検討委員会の中で、保全の話ですが、やはり平塚のこの地域というのは、海、川、丘陵、田園、色々な自然に恵まれた地域であるということで、特に大磯丘陵のある平塚の西部地区、吉沢、土沢地区は、神奈川県下でも緑が十分あって保全するべき場所ではないかという意見がありました。しかし、都市マスタープランにもありますように、この地区はただ保全をとということではなくて、そこに住んでいられる方々の意見を聞きながら、活用も検討するというのも言っておりますので、この緑の基本計画でも、ただ保全一辺倒ということではなくて、あくまでも地域の方々の意見を聞きながら、活用・保全をして行こうということでございます。

色々な法制度、例えば特別緑地保全地区に指定するなど、その様な話が出た

のですが、それを掛けてしまうと、土地に対してかなり制約がかかってしまうということですので、慎重にやらざるを得ないと考えております。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

お答えいただきましてありがとうございました。今のお話をそのまま聞きますと、かなり慎重にこういう法制度を使って行くというお答えだったと思います。基本計画の中で、これが取り上げられた目的があるのではないかと思うのですが、なぜこの基本計画の中に、様々な法制度を手段の一つとして取り上げておられるのかということをお聞きしたつもりでありました。何かコメントがあれば、教えていただきたいと思います。

(会長)

いかがですか。

(みどり公園・水辺課)

緑の基本計画上には、保全というものも一つの大きな要素であるとは思いますが、都市マスタープラン等を上位計画としている中で、その平塚の西部地域等の都市計画等が、まだはっきりとなっていないわけではございませんので、それらを見た上で、保全地区等の検討を行って行くべきと思います。

緑の計画ということですので、保全も視野に入れるという意味で、色々な法制度の活用も考えて行く必要があるということで載せてございます。

(会長)

他によろしいでしょうか。

(委員)

農業者の一人として、農地の保全、そして農地の多面的機能という形の中で、有効利用で耕作放棄地をなくしますということですが、農業者が頑張っている中で、里山ではイノシシなどの有害鳥獣で、収穫物が荒らされて困っているという状況が生まれていて、平塚市でも発生しているということですね。大磯もそうですが、丘陵地帯が多くなって来ているわけですが、

この問題は、緑の保全という中で、農業者は一生懸命やっているけれども、

里山の中でこういう被害が出て来て、それで、耕作を断念して耕作放棄地になっている所が県下各所にあるわけでございます。緑の保全という中に、そういうものに積極的に手を付けて行く様な計画というものが、入って行くかどうかということをおもうわけでございますが、いかがですか。

(みどり公園・水辺課)

もう一度確認させていただきたいのですが、有害鳥獣等の対策ということで考えてよろしいですね。

(委員)

農業者自体もそれぞれ行っているわけでございます。この計画の中にも、その様なことを積極的に応援する施策も欲しいと思っています。

(委員)

結局、緑の保全が掛ると、鳥獣被害も認めるような施策ではないかということですね。ハクビシンだけが非常に多い。道路だけでなく、自分の家にも入ってくるようです。

(会長)

自然の多様性はすごく大事なことですけれど、地球上全部、自然の多様性の一色で塗りつぶすということ自身が間違っていると思います。ヨーロッパや、アメリカには、里山という概念はないです。日本が唯一の里山という概念を持っていますけれども、人が入って自然とバランスを取ることが里山なので、今の鳥獣被害も含めて言うと、そのバランスをどう取るかということ人間が決めないといけなくて、その中で生物多様性だけが優先されるということはないだろうと思います。だから、新しい現代の里山としてどう管理するかという考え方を持たないといけない。自然派の人からすれば生物多様性と言うし、農業者の方だったら鳥獣被害の対策をと言われる。そのバランスの取り方の話なので、人間が生きていく為には、どこかで接点を作らなければいけないと思うので、その辺がきちんと書かれていると良いと思います。

里山も何か夢の様な話、生物多様性も夢の様な話で書くと、現実の人間としては困ってしまう。多分、そういった意見ではないかと思しますので、出来るだけ自然を守ることは大ことだと思いますが、その辺が明確に出てくると、新しい時代の緑のマスタープランとしては、良いのではないかと思います。今後、実施計画等の中で、検討していただければと思います。

他はいかがでしょう。よろしいですか。

どうもありがとうございました、色々意見を頂きました。では、これで緑の基本計画の素案についてのご説明は、終わりにしたいと思います。

以上で、第144回平塚市都市計画審議会を閉会します。

皆さん、ご協力ありがとうございました。

(事務局)

本日は、どうもありがとうございました。

**【審議会閉会】** 午後4時30分